

1月定例教育委員会会議録

- 1 日程 平成28年1月22日(金)
- 2 場所 藤井寺市役所 3階 会議室305
- 3 案件

- 会議録署名委員の指定について
- 前回教育委員会会議録の承認について
- 教育長の報告について

(1) 議決事項

- 議案第1号 藤井寺市立幼稚園条例の一部を改正する条例について
・・・資料1(教育総務課)
- 議案第2号 史跡古市古墳群整備検討委員会規則の制定について
・・・資料2(文化財保護課)
- 議案第3号 藤井寺市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について
・・・資料3(生涯学習課)

(2) 報告事項

- 報告第1号 教育委員会の後援名義等使用について・・・資料4(教育総務課)
- 報告第2号 平成28年 藤井寺市成人式について・・・資料5(生涯学習課)
- 報告第3号 「2016 藤井寺市民マラソン大会」について
・・・資料6(スポーツ振興課)
- 報告第4号 藤井寺市立こども園条例の制定について
・・・資料7(保育幼稚園課)

- | | | |
|-----------|--|---------------------------------|
| 4 出席者 | 委員長
委員長職務代理者
委員
教育長 | 藤本 英生
杉本 優子
福村 尚子
多田 実 |
| 5 欠席 | 委員 | 糸野 聡史 |
| 6 事務局出席者 | 教育部長、教育部理事兼教育部次長、教育部次長、
教育部副理事兼学校教育課長、教育部副理事兼生涯学習課長、
教育部副理事兼図書館長、教育総務課長、文化財保護課長、
スポーツ振興課長 | |
| 7 市長部局出席者 | こども育成室長、保育幼稚園課長 | |
| 8 書記 | 教育総務課主事補 | |

午前10時00分 委員会開会を宣して日程に入る。

○教育総務課長

それでは、本日の定例教育委員会会議を開催させていただきます。本日は桑野委員が都合により欠席されておりますが、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 14 条の規定に伴いまして、過半数以上の委員は出席しておりますので、本日の会議は成立することを報告させていただきます。

また、本日の傍聴者ですが、藤井寺市教育委員会傍聴人規則に基づき、傍聴希望者を募集したところ、本日は傍聴希望者がおられませんでした。

なお、本日は藤井寺市立こども園条例の制定についての説明のため、こども育成室長、並びに保育幼稚園課長にもご出席いただいております。

それでは、委員長よろしくお願ひいたします。

○委員長

皆さん、おはようございます。ただ今より定例教育委員会会議を開催します。

最近まで気温が暖かかったのですが、急に寒くなってきました。特に昨日 21 日は、大寒ということで大変寒くなりました。大阪府下においてはインフルエンザの流行が予想されるとの報道がなされております。また、学校における現状を聞かせていただけたらと思っております。

世の中では多くの出来事が起きておりまして、バス事故で若い人たちが大勢亡くなられたという話を始めとして心痛める出来事がたくさんありました。

本日は、平成 28 年になってから初めての定例教育委員会でありますけれど、皆様と共に頑張っていきたいと思っておりますので、よろしくお願ひします。

それでは、本日の議題に入ります。本日の会議録の署名委員は、杉本委員にお願いいたします。また 12 月定例教育委員会会議の会議録について、ご承認いただけますでしょうか。

○委員一同

「異議なし」の発言

○委員長

ありがとうございます。

それでは、教育長から報告をお願いします。

○教育長

3 点報告させていただきます

1 点目、大阪府公立高等学校入学者選抜に係る調査書評定の府内統一ルールに関する件でございます。お手元に府教委から出された中学校 1, 2 年生保護者あての文書を配付させていただいております。昨年 12 月 22 日付で教育振興室高等学校課長から市町村の中学校教育主管課長宛てに所管中学校の教職員、並びに中学 1, 2 年生の生徒及び保護者への周知を依頼する形で送付がありました。

内容については、中学 3 年生の評定が決まるまでということで説明がなされておりますが、概要を申し上げますと、2 年生時の 1 月に実施するチャレンジテストによって、今年度については去る 13 日に実施されましたが、府全体の平均評定を求め

ます。今年の中学3年生の場合は5点満点で3.22でした。次に、3年生のチャレンジテストを6月に行います。実施教科は国、社、数、理、英の5教科です。そのテスト結果の学校としての平均値を求め、府の平均値に対する割合を算出します。その割合を2年生時の1月に実施したチャレンジテストの府の全体平均値に掛け合わせたものをその学校の評定平均の目安とします。その目安に、3年生のチャレンジテスト後、頑張るケースや1回のテストですべてを評価することへの言わば誤差への対応として、どの学校も一律に+0.3、-0.3をしたものを、その学校の評定平均の範囲と定めます。各中学校で全生徒の全教科における評定の平均値がその範囲内に入るように各生徒の評定値を決定するというものでございます。

いろいろな面で中学校教育への影響があるものと思っておりますが、大阪府教育委員会がその権限と責任において実施されるものでございます。

次に、2点目の報告ですが、昨年末、道明寺中学校で起こりました生徒転落死事案に関わる件でございます。

平成28年1月7日(木)午後4時にこの件で臨時校園長会議を招集し、事案の概要や今後の対応についてお伝えしました。私の方から、教育委員会としても市のいじめ問題専門委員会を立ち上げ、いじめの有無や学校に起因するような原因があったのか可能な範囲で調査をすることを伝えるとともに、4点についてお願いしました。

1点目は、命の大切さの指導でございます。教材を使った指導に加え、授業などの教育活動の中で達成感や成就感、子どもどうしが触れ合う中で支えあいや認め合いなど日々の生活を通して自己実現、生きることの楽しさにつながるような場を意図的に持ってほしいということ。

2点目は、先生と子どもの心の距離を近づけてほしい。いろいろな形でもっと先生が子どもから頼られる存在になってほしい。インフォーマルな教育相談をいろいろな形で行い、先生のアンテナの感度を高めてほしいということ。

3点目は、いろいろな体験、地域の人たちや幼児などさまざまな人との触れ合いを豊かにし、子ども達の人間的な視野を広げるとともに、人と関わるよさを感じるよう指導してほしいということ。

4点目は、不慮の事故を避けるためにも校内の安全点検、安全指導、多くの目で日々の安全チェックをするような指導をしてほしいということ。以上、今回の事案をセンセーショナルに伝えるのではなく平素からの留意事項の一環として対応していただくようお願いいたしました。

また、本件に関わって、藤井寺市立学校いじめ問題専門委員会を平成28年1月11日、午後2時から市役所で開催していただきました。委員は、校長会代表、市顧問弁護士、市のSSW(スクールソーシャルワーカー)、府から派遣されているSC(スクールカウンセラー)、本市のいじめ防止対策指導員の5人で、学校の考えや今後の対応をお話しいただくため道明寺中学校長にもご出席いただきました。私の方から、調査を依頼するにあたって、学校の授業時間中に学校の敷地において生徒が命を失うという事態が発生したということで、このような事態に至った原因について、教育委員会として少なくともいじめや進路指導のあり方等、学校に関わる問題がどうだったのか可能な範囲で調査する責任があると考え、また、調査に当たってはより客観性が必要とされるため教育委員会とは別の、専門家の方々も交えた組織において調査していただき、ご判断をお願いしたいという旨を申し上げました。なお、個

人のプライバシーに関わる内容もありますので会議は非公開で実施しました。当日は事務局より事案の概要説明、事後の取り組み等を説明し、質疑の後、当該校で実施したアンケート結果等についても内容を見ていただきました。次回は1月26日に予定しています。今後、学校が実施している全生徒への個人面談記録を見たり、必要に応じ当該校教職員からの聞き取りを行ったりするなどの調査をした後、教育委員会に報告をいただくという流れになるものと思っています。

最後に、3点目でございます。藤井寺市教育振興基本計画の策定にむけた進捗状況について報告いたします。現在、教育の各分野における課題や今後の方向性についてまとめているところで、案の案という段階ですが、ほぼ整いつつあります。今後、教育委員の皆様方から内容等についてご意見をいただいたり、市長部局と内容の調整をしたり、パブリックコメントを求めるなど議決を行うまでにはまだ段階を踏む必要があります。一定の形が整えばお示しさせていただきますので、ご意見等よろしく願いたします。

以上、3点、報告とさせていただきます。

○委員長

ありがとうございました。

本日は、議決事項が2件、報告事項が4件ございます。

最初の案件ですが、こども育成室長と保育幼稚園課長に出席していただいておりますので、先に報告第4号「藤井寺市立こども園条例の制定について」から報告を受けたいと思いますがよろしいでしょうか。

○委員一同

「異議なし」の発言

○委員長

それでは、保育幼稚園課よろしく願いたします。

○保育幼稚園課長

報告第4号「藤井寺市立こども園条例の制定について」ご説明申し上げます。資料7をご覧ください。

今回の条例の制定につきましては、道明寺こども園が平成28年4月から開園するにあたりまして、所要の規定整備を行うものでございます。

第1条はこの条例の目的でございます。この条例は、本市が設置する幼稚園と保育所とが相互に連携し、小学校就学前の子どもに対し、発達や学びの連続性を踏まえた教育・保育を一体的に提供するとともに、地域の子育て支援を行うこども園を運営することにより、子どもが地域において健やかに成長する環境を充実させることを目的とするものでございます。

第2条はこども園の定義でございます。この条例におきましては、学校教育法第1条に定める幼稚園及び児童福祉法第35条第3項の規定により設置された保育所を一体的に運営し、幼稚園の園児と保育所の児童に対し教育・保育を提供するものを「こども園」と定義しているものでございます。

第3条はこども園の名称及び構成する施設でございます。名称としましては「藤

井寺市立道明寺こども園」とし、藤井寺市立道明寺幼稚園及び藤井寺市立第2保育所で構成するものとしております。

第4条は市長への委任規程でございます。

本条例の施行期日は、平成28年4月1日でございます。

以上、まことに簡単ではございますが、報告第4号の説明とさせていただきます。

資料7「藤井寺市立こども園条例(制定)案」
に基づいて、要旨を説明する。

○委員長

ありがとうございました。ただ今の説明について、質問やご意見はございますか。

○教育委員

第2条の部分で、幼稚園と保育所を一体的に運営するとありますが、道明寺こども園で幼稚園と保育所が一緒になってどのような活動をしていくのか、教えていただけますでしょうか。

○保育幼稚園課長

道明寺こども園の5歳児については混合クラスとする方向性を打ち出しております。しかし、開園当初から1年間は、子どもたちの環境の変化を減らすために学級を別にし、こども園として運営しながら、お互いを理解し合い、混合クラスに向けた具体的な方法を検討していく期間であると考えております。

内容につきましては、初年度は幼稚園は幼稚園、保育所は保育所という形の運営の中で、今後に向けた取組をしていく方向で考えております。

○教育委員

それ以降に、幼稚園と保育所が混同クラスになるということは、考えられますか。

○保育幼稚園課長

はい。1年間、お互いを理解することで、より高めながら、1年後の混合クラスに向けていきたいと考えております。

○委員長

他に質問はございませんか。

○教育長

このこども園の管理機関は、どのように認識されておられますか。

○保育幼稚園課長

道明寺こども園は、幼稚園と保育所の複合施設という形でございますので、幼稚園部分については教育委員会、保育所部分については市長という形になります。

建物の管理につきましては、保育幼稚園課でさせていただく予定でございます。

○委員長

他に質問がないようでしたら、こども育成室長と保育幼稚園課長については、退席いただいても結構です。

本日は、ありがとうございました。

○こども育成室長・保育幼稚園課長

ありがとうございました。

《退席》

○委員長

それでは、議決事項に入ります。議案第1号「藤井寺市立幼稚園条例の一部を改正する条例について」教育総務課お願いします。

○教育総務課長

議案第1号「藤井寺市立幼稚園条例の一部を改正する条例について」ご説明させていただきます。

資料1の1枚目をご覧ください。今回の改正は、平成28年4月1日より道明寺こども園が開設されることに伴い、道明寺幼稚園が林3丁目1番25号に移転しますので、条例第2条の道明寺幼稚園の住所を変更しようとするものでございます。

以上、説明とさせていただきます。

資料1「藤井寺市立幼稚園条例の一部を改正する条例」
に基づいて、要旨を説明する。

○委員長

ありがとうございました。ただ今の説明について、質問やご意見はございますか。

○教育委員

幼稚園条例の一部が改正されますが、幼稚園条例施行規則の改正はないのでしょうか。

○教育総務課長

今回の改正は、道明寺幼稚園の住所の変更に伴う改正でございます。道明寺こども園は設置されますが、幼稚園は存続するということですので、他に変更される事項はございません。そのため、幼稚園条例施行規則の変更はございません。

○委員長

それでは、承認いただけますでしょうか。

○委員一同

「異議なし」の発言

○委員長

続いて、議案第2号「史跡古市古墳群整備検討委員会規則の制定について」ですが、審議に入る前に文化財保護課に少し聞きたい事があります。事前に資料をいただいておりますので見せていただいたところ、第1条で「この規則は、執行機関の附属機関に関する条例第3条に基づき」とありますが、この条例はすでに市議会で議決されているのですか。

○文化財保護課長

「執行機関の附属機関に関する条例」につきましては、3月議会に上程される予定です。

○委員長

今回審議しようとする規則の基になる条例が、まだ、市議会に議案提出もされていない状態で、この規則を議決することになるということですか。

○文化財保護課長

そうになってしまいます。申し訳ございません。

委員長に今ご指摘いただいたように、本来でしたら、3月の教育委員会会議に提出させていただくべき案件だったと思います。

○委員長

今、文化財保護課長からありましたように、議案第2号については、この規則が根拠とすべき条例が、まだ市議会へ議案提出もされていない状態であるということです。本日の教育委員会会議での議決は時期尚早かと思えます。委員の方々はどうおられますか。

○教育委員

委員長がおっしゃったように、この議案については今回議決すべきではないと思います。

○委員長

それでは、本議案は3月に改めて提出するという事でよろしいでしょうか。

○委員一同

「異議なし」の発言

○委員長

では、本議案については3月に改めて提出してください。担当課、事務局ともに、議案についてはもう少し慎重に調整していただくようお願いします。

それでは続きまして、議案第3号「藤井寺市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について」、生涯学習課お願いします。

○生涯学習課長

今回の一部改正につきましては、同条例第 11 条の（職員）という項目の第 3 項第 1 号の保育士資格について追記するものでございます。

条例第 11 条第 3 項第 1 号は、資料 3 の 2 枚目裏側となっております。説明といたしまして、資料 3 の 5 枚目に提示いたしております。大阪府が国家戦略特別区域法に基づき、国家戦略特別区域限定保育士を国に申請し、認められたことによる改正でございます。

資料 3 「藤井寺市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例」に基づいて、要旨を説明する。

○委員長

ありがとうございました。ただ今の説明について、質問やご意見はございますか。

○委員長

藤井寺市放課後児童会に影響はございますか。

○生涯学習課長

現在考えておりますことは、藤井寺市放課後児童会への影響はございません。

○委員長

なぜ、藤井寺市放課後児童会に影響がないのですか。

○生涯学習課長

藤井寺市立保育所や民間の保育園等の有資格者不足を解消するために、大阪府が特別区域法を活用されましたが、条例第 11 条第 3 項におきまして、放課後児童園の支援員は保育士資格がある方でも大阪府が開催する研修を修了した者となっております。この研修は、保育士や教員等の有資格者は雇用年度内に開催される研修に参加でき、資格のない方は補助員経験が 2 年間あれば参加できる研修となっております。

以上のことから保育所等のように、雇用する要件としての有資格者ではございませんので、放課後児童会には影響はないと考えております。

○委員長

改正後は、保育士（国家戦略特別区域法（平成 25 年度法律第 107 号）第 12 条の 4 第 2 項に規定する国家戦略特別区域限定保育士を含む。）の資格を有する者、と変わりますけれども、影響はないという説明でございました。

承認をいただいでよろしいでしょうか。

○委員一同

「異議なし」の発言

○委員長

これで、議決事項がすべて終了しました。

それでは、報告事項に入ります。報告第1号「教育委員会の後援名義等使用について」教育総務課お願いします。

○教育総務課長

教育委員会の後援名義等の使用につきまして、平成27年12月に使用承認の専決処理をした事業は、平成27年度大阪府立近つ飛鳥博物館でかける博物館事業 講演会他3件でございます。

以上、藤井寺市教育委員会の後援名義等に関する規程第3条第2項に基づき報告いたします。

資料4「教育委員会の後援名義等使用について(報告)」
に基づいて、要旨を説明する。

○委員長

質問はございませんか。

では、続いて、報告第2号「平成28年 藤井寺市成人式について」生涯学習課お願いします。

○生涯学習課長

資料5に報告させていただいておりますように、1月11日に実施させていただきました成人式は、該当者709人、出席者487人、出席率68.7%でございました。

昨年度は、様々な課題も見受けられ、状況によっては、会場が騒然となりました。今年もそのようになるのではと心配していましたが、無事に終了することができました。ありがとうございました。

また、教育委員の皆様方には、公私ともにお忙しい中、ご出席を賜りましてありがとうございます。各課長には課員全員にご協力いただきましたことを、あらためてお礼を申し上げます。ありがとうございました。

資料5「平成28年成人式について」
に基づいて、要旨を説明する。

○委員長

選挙管理委員会の方からは、今年も騒がしいのではないかという懸念が出ておりました。私も心配しておりましたけれども、話を聞いてくれましたので、安心しました。

他に質問やご意見はございますか。

○委員長

では、続いて、報告第3号「2016 藤井寺市民マラソン大会」について、スポーツ振興課お願いします。

○スポーツ振興課長

資料6をご覧ください。「2016 藤井寺市民マラソン大会」の実施結果について

て、ご報告させていただきます。

去る1月17日(日)、幸い当日の天候には恵まれました。救急搬送が2件ございましたが、大事には至りませんでした。委員長をはじめとした教育委員の方々におかれましては、早朝から公私ともにお忙しい中、参加していただきましてありがとうございます。また、各課長は、各課職員の方々に参加・協力いただき、本当にありがとうございました。この場をお借りしまして、改めてお礼を申し上げます。

参加申込者は888名でございました。部門は全部で9部門ございました。ジョギングの部を除く8部門については、上位3名の選手に賞状とメダルを授与させていただきました。また、上位10名までの選手の氏名と記録を、市のホームページに掲載させていただきました。

実施結果につきましては、以上でございます。

資料6「2016 藤井寺市民マラソン大会 実施結果」
に基づいて、要旨を説明する。

○委員長

ありがとうございました。何かご意見、ご質問はございますか。

○教育委員

ジョギングの部について、賞状とメダルの授与はなかったということでしょうか。

○スポーツ振興課長

はい、その通りでございます。

○教育委員

どうして、ジョギングの部の参加者には授与しなかったのでしょうか。小学生の子どもたちも頑張っていたと思います。

○スポーツ振興課長

ジョギングの部を除く、一般男の部Aから小学生女子の部までの8部門は、マラソンの競技という位置付けでございます。ジョギングの部は、競技という枠からは外れるという位置付けをさせていただくということで、ご理解をいただきました。

○委員長

よろしいでしょうか。

以上で、すべての議事が終了しました。連絡事項等ございましたらお願いします。

○教育総務課長

2月の定例教育委員会会議になりますが、2月17日 午前10時00分から予定しておりますので、よろしく申し上げます。

○委員長

それでは、これで1月の定例教育委員会会議を終わります。ありがとうございます。

した。

会議事項が終了したので、閉会を宣する。

午後 10 時 40 分